

重 点 事 项

1 地域福祉の推進等について

本年4月には、地域生活の支援を充実していくため、改正介護保険法と障害者自立支援法が施行される。地域生活の支援とは、言うまでもなく心身に不自由さを抱えるようになって、誰もが、地域での普通の暮らしを継続していけるよう支援するものである。

地域での生活は、地域に点在する様々な社会資源を取り込み、それを活用して生活を営むものであるため、一人ひとりの価値観や生活環境を反映した、大変多様性に富むものとなる。そのため、サービスにも多様性が求められるとともに、それを活用する利用者の判断能力など生活を営む力の有無が大切な要素となる。

昨今では、高齢者が消費者被害にあう事件が続発し、児童の登下校の安全が社会問題となるなど、地域生活には危険や不安があるということも無視できない事実として突きつけられている。

こうした情勢のなか、今後の地域福祉のあり方には、制度施策やサービスの充実ということだけではなく、判断能力の不十分な方々の生活を支援すること、地域でどう見守り支え合う関係を作っていくのかということが大きな課題とされているところである。

(1) 地域福祉計画の策定について

ア 地域福祉計画は、住民の主体的な参加により、地域における生活ニーズを明らかにするとともに、その解決に向け公民協働により多様なサービスを総合的に提供する体制を計画的に整備するものである。

その際には、コミュニティ（日常生活圏域）単位の小地域において、住民自身が座談会等をとおして地域の生活上の課題を明らかにし、その解決に向けた取組を検討する手法を基本とし、地域福祉計画が策定されることが重要である。このような策定を通して、住民が自らの地域に関心を持ち、互いに助け合い、支え合うような人と人との関係づくりを進めることが期待されるものである。

イ 地域福祉を実体化するためには、全ての市町村で地域福祉計画を策定する必要がある。しかし、市町村地域福祉計画の策定状況をみると、平成17年4月1日現在

で策定済の市町村が14.4%に過ぎず、また、策定予定の市町村を含めても58.3%と低率である。

ウ 市町村地域福祉計画の策定を遅らせる要因といわれた市町村合併もおおむね終了し、また、改正介護保険法や障害者自立支援法等において介護保険事業計画や障害福祉計画等と地域福祉計画の調和を保った策定が明記されるなど、地域福祉計画の策定環境は整ったと考えられる。

地域福祉計画の策定推進には、都道府県による積極的な働きかけや支援が重要である。管内市町村に対する一層のご指導、ご支援を願いたい。

エ また、地域福祉計画の策定に際しては、災害時要援護者の問題、同和問題をはじめとする人権問題その他地域社会に生じている様々な問題についても、地域に住む住民全ての問題であり、解決すべき課題であることが、地域住民によって広く共有されるようご配慮願いたい。

オ なお、地方自治体において、地域福祉計画を策定、あるいは、見直しを行った際には、厚生労働省に対して、計画書等を提出いただいているところであるが、今後、提出いただいた計画書等から、地域福祉計画を策定する地方自治体の参考となるような事例を取りまとめ、情報提供をさせていただく予定であるので、管内市町村における計画策定に活用されるようご配慮願いたい。

カ また、従来より、地域福祉計画策定に係る取組を広く共有するため、厚生労働省ホームページに「地域福祉計画」に関する項目を設け、モデル市町村の取組状況の掲載や既に計画を策定している自治体とのホームページとのリンクなどを行っているところである。都道府県においては、管内市町村に対し、厚生労働省ホームページの積極的な活用について周知願うとともに、都道府県又は管内市町村が当該地方自治体のホームページに地域福祉計画策定の取組状況を掲載した場合には、当課まで連絡願いたい。

(厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>)

(2) 社会福祉協議会について

ア 地域社会においては、地域住民をはじめNPOやボランティアグループなどの幅広い活動主体の参加や協働による、地域の自主性や創意工夫に基づいた福祉の充実がより一層重要となっており、社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、地域福祉の推進役として、こうした目的を共にする様々な活動主体の活動を支援し、協働を図ることが期待されているところである。

イ また、社協は、低所得者や判断能力が十分でないなど他の民間事業者等では対応し難い人々の生活課題に対する相談支援機能の充実・強化について、重点的に取り組んでいくことが必要である。

ウ 各地方自治体においては、社協が地域のニーズに応えうる、開拓性、即応性、柔軟性を発揮した事業展開を図ることができるよう、今後とも一層のご指導、ご支援を願いたい。

(3) ボランティア活動の振興について

ア 全国のボランティア活動者数は、今日770万人を超え、地域のニーズに応えるボランティア活動に対する期待はますます高まっている。

こうした中で、社協のボランティアセンターは、ボランティアの登録・あつせんはもとより、休日や夜間の対応など、より住民に利用しやすい柔軟な運営及びボランティア活動者を掘り起こすための積極的なPR活動など、ニーズに応えた活動を実施するよう、管内市町村に対する積極的なご指導、ご支援を願いたい。

イ また、社会福祉への理解を進めるボランティア活動の裾野を広げるうえで、小学校、中学校、高等学校等の学童・生徒に対する福祉教育機会の提供が必要性を増している。また、ボランティア活動の活性化の点からも、組織化を目指すボランティアグループ等に対する特定非営利活動法人などの法人格取得に必要な情報提供等が重要となっている。

管内社協ボランティアセンターが、こうした広域的な課題への積極的な取組を行い、ボランティア活動に参加しやすくするための体制の整備を図ることができるよ

うご指導、ご支援を願いたい。

ウ なお、今後、いわゆる団塊の世代が次々に退職年齢を迎えるが、ボランティア活動は、退職後の社会参加あるいは自己実現のための選択肢の一つとして大きく位置づけられるものである。

エ こうした状況を踏まえ、各地方自治体においては、企業への働きかけなど、ボランティア活動の裾野を拡げるための創意工夫等を行うとともに、企業等が寄付を行いやすくするなど、地域社会で広く社会貢献するといった文化を醸成することも重要である。

オ 平成18年度の「全国ボランティアフェスティバル」については、本年11月3日・4日に群馬県で開催することとしている。本フェスティバルは、ボランティア・市民活動に関心のある方々や実践をしている方々が集い、交流を深める機会を設け、ボランティア・市民活動の裾野の拡大、活性化を促すものである。各地方自治体においては、本フェスティバルへの幅広い参加が得られるよう社会福祉関係者のみならず、様々なNPOや市民活動団体、さらには、広く地域住民へのご周知を願いたい。

(4) 民生委員・児童委員活動の推進について

ア 昨今、児童虐待や高齢者虐待、振り込め詐欺や悪質商法による高齢者の被害が大きな社会問題となっているなかで、民生委員・児童委員によるその地道な見守り活動に大きな期待が寄せられるなど、民生委員・児童委員活動の重要性はますます高まっている。

都道府県等におかれては、民生委員・児童委員との連携を密にし、その時々重点課題を提示するなど、活動の機動性が発揮されるようご支援願いたい。また、民生委員・児童委員活動の実態を踏まえつつ、地域の期待に応えうる活動が展開されるよう、所要の財政措置につき特段のご配慮を願いたい。

イ また、民生委員・児童委員には、援助を必要とする方々に対するサービスや制度

に関する情報の提供等の役割が期待されるところである。本年4月から施行される改正介護保険法と障害者自立支援法の円滑な施行にあたり、都道府県等におかれては、民生委員・児童委員が必要な情報提供等を行うことができるようご配慮願いたい。

ウ 一方、一部の地方自治体においては、個人情報保護の観点から、民生委員・児童委員に対しても、情報提供について慎重となるあまり、民生委員・児童委員の訪問に支障が生じている地域があるとの報告を受けている。もとより、民生委員・児童委員については、地域に密着して相談にのるものとして、民生委員法に守秘義務が規定されていることから、各地方自治体におかれては、民生委員・児童委員活動の重要性をご認識いただき、円滑な民生委員・児童委員活動が図られるよう必要な情報の提供につき特段のご配慮を願いたい。

エ なお、昨年は、民生委員・児童委員の逮捕・起訴という誠に遺憾な事件が発生し、また、民生委員・児童委員活動における守秘義務の違反事例が指摘されたところである。各地方自治体においては、民生委員・児童委員活動の適正な遂行と充実が図られるよう努めるとともに、研修などを通じて、民生委員・児童委員の資質向上が図られるようご配慮願いたい。

オ また、民生委員・児童委員による証明書の携帯や提示義務については、都道府県・指定都市及び中核市等が自主的に作成しているところであるが、近年、住民のプライバシー意識の高まり等を背景に民生委員・児童委員が相談・支援活動を行う際に証明書の提示を求められる機会が増加している。民生委員・児童委員と要援護者の安心かつ適切な相談環境づくりのために、民生委員・児童委員証明書の作成に向けて特段のご配慮を願いたい。

については、証明書に表記すべき事項及び様式例を以下のとおりお示しする。

民生委員・児童委員証明書表記事項及び様式例

(表 面)

1 区域担当民生委員・児童委員

| | |
|-------------------------------|--|
| 第 号 | 民生委員・児童委員証明書 |
| 写 真 | 所属 氏名 生年月日 |
| | 上記の者は、民生委員法及び児童福祉法第16条に規定する民生委員・児童委員であることを証明します。 |
| 平成 年 月 日公布 (有効期限 平成 年 月 日) | |
| 〇〇県知事(市長) ×× ×× 印 | |

2 主任児童委員

| | |
|-------------------------------|--|
| 第 号 | 民生委員・児童委員証明書(主任児童委員) |
| 写 真 | 所属 氏名 生年月日 |
| | 上記の者は、民生委員法及び児童福祉法第16条に規定する民生委員・児童委員(主任児童委員)であることを証明します。 |
| 平成 年 月 日公布 (有効期限 平成 年 月 日) | |
| 〇〇県知事(市長) ×× ×× 印 | |

(裏 面) 1, 2 共通

| |
|--|
| <h3>注 意 事 項</h3> |
| 1 民生委員・児童委員活動にあたり、必要な際に民生委員・児童委員であることを証明するものとして使用すること。 |
| 2 民生委員・児童委員として活動中は常に携帯すること。 |
| 3 他人への貸与もしくは譲渡又は記載事項の改ざんをしないこと。 |
| 4 紛失したとき、又は記載事項に変更があったときは、直ちに〇〇県知事(市長)に届出、再交付をうけること。 |
| 5 退任等により民生委員・児童委員でなくなったときは、遅滞なく〇〇県知事(市長)に返納すること。 |

(5) 地域福祉権利擁護事業について

ア 認知症高齢者や知的障害者、精神障害者に対する地域生活の支援が重要性を増すなかで、本事業に対する需要はますます高まるものと思われる。また、昨年、社会問題化した認知症高齢者などが被害者となる悪質住宅リフォーム等の消費者トラブルの対策としても、本事業によるきめ細やかな相談・援助を通じた早期発見や適切なフォローアップ等の役割に期待が寄せられているところである。

イ 一方で、本事業の実施状況を見ると、一定程度の普及が図られているものの、相談件数、契約締結件数等には、依然として大きな地域格差が生じている。都道府県においては、実施状況の低い社協を督励するとともに、改めて、民生委員、福祉・保健・医療機関及び地域住民等への制度周知を徹底するよう願いたい。

ウ 都道府県・指定都市においては、本事業の重要性を認識いただき、実施社協等に対して、本事業の利用を必要とする方々にサービスが行きわたるよう、所要の財政措置にご配慮されたい。あわせて、ニーズを有する者の把握及び生活支援員の確保のための地域における関係機関等とのネットワークの形成、研修の実施などによる専門員や生活支援員の資質並びにサービスの質の向上等についても、一層の指導、支援を行うようご配慮願いたい。

エ また、本事業の利用契約者の判断能力が低下することにより、契約や支援計画の内容を判断できない状況となったり、日常的な金銭管理の範囲を超える財産の管理や処分が必要となった場合には、適切に成年後見制度につなげる必要がある。

都道府県・指定都市においては、実施社協等と成年後見制度の申立権者である親族や市町村とが日頃から情報交換などを実施することにより、本事業と成年後見制度の効果的な連携を図り、利用者の地域生活支援の充実を促進するよう、特段のご配慮を願いたい。

(6) 生活福祉資金貸付制度について

ア 福祉事務所等との連携

生活福祉資金貸付事業は、今年度から、地域社会の支えを必要とする要援護世帯

に対する様々な支援サービスを一体的に実施する「セーフティネット支援対策等事業費補助金」において実施しているところである。生活困窮世帯への支援という側面から福祉事務所等とも連携を図りながら、今後とも低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯への自立支援の一手段として一層活用いただきたい。

イ 生活福祉資金の円滑な実施

生活福祉資金は、低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯等への支援として全都道府県で実施されている制度であるが、その円滑な実施のため、今後とも実施主体である都道府県社会福祉協議会に対する指導・支援をお願いするとともに、借り受けを必要とする世帯が本資金の利用を検討できるよう、各都道府県や市町村等による広報活動などを通じ制度の幅広い普及にご協力願いたい。

また、資金の借入れの申し込みがあったときは、貸付審査等運営委員会等の意見を聞いて貸し付けの決定をすることとしているが、更生資金（生業費）、住宅資金及び長期生活支援資金以外の資金については必ずしもこの限りでないため、これらを含め事務の効率化等により貸付けまでの期間の短縮化を図られたい。

ウ 生活福祉資金貸付制度の安定的な運営

生活福祉資金貸付制度は昭和30年度の制度創設以来、各都道府県の社会福祉協議会が実施主体となり、時代のニーズに合わせて改善を重ね現在に至ったところである。本制度の安定的な運営のためには、円滑な事業実施に必要な貸付原資及び貸付事務費の確保、適切な償還指導等が重要である。

については、貸付金額が高額となる長期生活支援資金の貸付の増加が予想されること等を踏まえた上で、本制度の安定的な運営に支障をきたすことがないよう長期的な視点に立ち必要な財源が確保できるよう特段のご配慮願いたい。

エ 長期生活支援資金の活用の促進

平成14年12月に創設した本制度は、現在46都道府県の社会福祉協議会で事業が実施されているところである。

本制度は、一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うこと

によって、その世帯の自立を支援するものであり、高齢者化社会の進展に伴い、本制度の重要性は増すと考えられるため、各都道府県等においても広報活動等により本制度が今後更に活用されるようご協力願いたい。

(参考) 貸付決定の状況 (平成17年12月末現在)

貸付決定件数 378件

貸付決定実績のある都道府県数 39都道府県

エ 離職者支援資金貸付の適正な実施

本制度は、パート労働者の失業や雇用保険給付期間が切れたことにより生計の維持が困難となった世帯を対象として平成13年度に創設されたものであり、その普及に向けて実施主体である都道府県社協に対する支援をいただきながら、資金の活用を図ってきたところである。

一方、不正な手段により貸付けを受けるなど本制度を悪用して刑事事件に発展するケースが見受けられるが、これを看過することは本制度の信用を失いかねないものである。貸付けに当たっては、添付書類内容を精査し、必要に応じ民生委員調査書の徴求、証明書類の発行元への照会、追加書類の提出要求等を行うなどにより、適正な貸付業務の実施が求められているところである。これまでも、会議等における注意喚起や適切な貸付けの実施に関する通知(平成17年4月28日付け社援地発第0428001号)の発出等を行ってきたところであるが、各都道府県及び社会福祉協議会におかれては、今後とも、市町村社会福祉協議会に対する適切な事務処理に関する周知徹底、不正の事実が疑われる時には速やかな警察等関係機関への相談・通報等を含め、適正な貸付業務の推進にご留意願いたい。

(参考) 貸付決定の状況 (平成17年9月末現在)

貸付決定件数 12,714件

貸付決定金額 17,662百万円

オ 障害者自立支援法の施行に伴う改正

来年度、障害者自立支援法が施行されることに伴い、生活福祉資金においては、障害者が当該法律に基づくサービスを受ける際などにおいて費用の負担が一時的に困難な場合に借受けができるよう、以下の改正を予定している。

【改正内容】

- ①「療養・介護資金」の対象として、障害者が障害者自立支援法に基づくサービスを受ける場合を加える。
- ②「福祉資金（障害者等福祉用具購入費）」の貸付限度額を120万円に引き上げる。

(7) いのちの電話について

近年、我が国の自殺者は年間3万人前後で推移する状況が続き、平成16年度中の自殺者は30,247人に達している。

厚生労働省では、国立精神・神経センター精神保健研究所内に自殺予防対策センター（仮称）を設置するための経費を平成18年度予算案に計上するなど、自殺予防対策を推進していくこととしており、そのひとつとして「いのちの電話」によるフリーダイヤル（無料通話）での電話相談等を行う予定である。

「いのちの電話」は、精神的危機に直面し、援助と励ましを求めている人々が健全な社会人として生活できるよう援助することを目的として、全国で49センターが活動（うち、23センターは24時間体制で受付け）しており、電話による相談事業を通じ、自殺を考えている人を思いとどまらせ、また、関係機関を適切に紹介することにより、自殺予防に寄与しているところである。

各自治体においても、他の自殺予防対策の推進とあわせて、必要な人々が電話相談を利用できるよう、日頃から「いのちの電話」に関する広報等を行っていただきたい。

なお、フリーダイヤルによる電話相談は、例年どおり12月1日～7日にかけて実施する予定であるため、その折は広報等にご協力いただきたい。

2 ホームレス対策について

複雑かつ多様なホームレス問題への対応については、雇用、住宅、保健医療、福祉等各分野にわたる総合的な取組みが重要である。

このため、日頃からホームレス数の増減、状態像等の実態把握に努め、適切な支援を図られたい。特にホームレスを多く抱える地方公共団体やホームレスが増加傾向にある地方公共団体においては、具体的な施策を策定するとともに、実情に応じてホームレス対策事業の活用を図る等、迅速かつ積極的に施策を実施されたい。

(1) 実施計画の策定について

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下、「法」という。）に基づき、国は、平成15年7月末に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定し、雇用、住宅、保健医療、福祉等の各分野にわたる施策を推進するための方針を示しているところである。

地方公共団体においても、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、この基本方針等に即し、実施計画を策定することとなっている。ホームレスが多数確認されているにもかかわらず、実施計画が策定されていない地方公共団体は、実施計画策定の必要性につき改めてご検討願いたい。

(2) ホームレスの実態に関する全国調査の実施について

法附則第3条においては、法施行後5年を目途に、法律の規定の見直しを検討することとされており、基本方針においては、再度実態調査を行った上、基本方針策定後5年を目途に見直しを行うこととされている。

これを踏まえ、平成19年1月から2月を目途に、ホームレスの実態に関する全国調査を行うことを予定している。

当該調査については、平成15年1～2月調査と同様に、都道府県に委託して実施することとしているので、ご協力方よろしく願いたい。

(3) 平成18年度のホームレス対策事業について

平成18年度のホームレス対策事業については、引き続き総合相談推進事業等を実施するとともに、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業等を実施することとしているので、積極的な取組みを図るとともに、社会福祉法人、NPO等の民間団体との連携、協力の下での事業の実施を検討されたい。

なお、ホームレス自立支援センターについては、平成17年度までは社会福祉施設等施設整備費補助金により整備してきたが、平成18年度から地方改善施設整備費補助金により整備することとされた。

当該施設の整備に係る補助先及び補助率（都道府県：2/3・1/2、指定都市・中核市：1/2）、整備区分（創設、増築、増改築、改築及び大規模修繕）等については、平成17年度までと同様の仕組みにより、地方改善施設整備費補助金において整備することとしているが、平成18年度の整備事業に係る交付申請先については、地方厚生局から本省に変更することとしているので、ご了承願いたい。

(参考) これまでのホームレス対策の経過と今後のスケジュール

平成14年8月 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」公布施行

平成15年

1月～2月 「ホームレスの実態に関する全国調査」を実施

・全国のホームレス数 581市町村で約2万5千人

平成15年7月 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を告示

平成15年8月～基本方針に基づき各地方公共団体において実施計画を策定

平成19年1月

～2月 ホームレスの実態に関する全国調査の実施

3 地方改善事業等について

(1) 地方改善事業の実施について

ア 隣保館整備・運営等事業

隣保館整備・運営等事業については、平成14年度から全て一般対策として実施しているところであるが、今後の施策ニーズには各般の一般対策によつて的確に対応する必要があり、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう、ご配慮願いたい。

なお、平成18年度予算案における関係事業については、以下のとおりであるので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内の市町村に対してご周知方願いたい。

(ア) 隣保館整備等事業

隣保館については、平成17年度まで社会福祉施設等施設整備費補助金により整備してきたが、平成18年度から地方改善施設整備費補助金により整備することとされた。

隣保館の施設整備に係る補助先及び補助率（都道府県：2/3、指定都市・中核市：1/2）、整備区分（創設、増築、増改築、改築及び大規模修繕）等については、平成17年度までと同様の仕組みにより、地方改善施設整備費補助金において整備することとしているが、平成18年度の整備事業に係る交付申請先については、地方厚生局から本省に変更することとしているので、ご了知願いたい。

なお、地区道路・橋梁等整備事業については、各地方公共団体の需要を踏まえ所要の額を計上している。

(イ) 隣保館運営事業

隣保館運営事業については、平成18年度予算案において隣保館デイサービス事業の実施か所数について3か所の増を図ったところである。

なお、隣保館は、地域住民に対して福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティーセンターとしての役割を担っていくことが必要であることから、今後、その運営に当たっては、次の点に留意し、地域

住民から期待される隣保館としての運営がなされるとともに、高齢者、障害者に対する在宅福祉等の施策については、その活用が十分に図られるよう管内市町村に対しご周知願いたい。

① 隣保館においては、地域住民のニーズ等を的確に把握し、身近できめ細やかな福祉サービスが提供できるよう、社会福祉等に関する事業を総合的に推進する必要があることから、関係部局等との密接な連携の下で館運営が行われるよう、管内市町村に対しご周知願いたい。

② 隣保館職員は地域住民の生活上の様々な相談に応ずるとともに、地域住民がそのニーズに応じて各種サービスを受けられるようにする、いわゆるコーディネーターの役割を担う必要がある。

このため、隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、介護保険制度や年金制度をはじめとする社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担う館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

③ 市町村合併等に伴い、隣保館について他施設との統合等運営体制の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が失われることのないよう、十分ご留意願いたい。

④ 「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日厚生労働事務次官通知）を制定した際、隣保館運営審議会の設置事項を削除したところであるが、従来、隣保館運営審議会が行ってきた重要事項の決定や運用に関する審議は、隣保館の運営に対し、大きな役割を担ってきたところであるので、安易に審議会を廃止することにより、その機能が失われることのないよう留意されたい。

⑤ 隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を

確保する必要があることから、地域住民等から特定の団体に独占的に利用されている等の批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

イ アイヌ生活向上関連施策事業

アイヌ生活向上関連施策事業については、北海道が策定した「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」に基づき事業の推進に努めることとしているので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内市町村に対してご周知願いたい。

なお、生活館については、平成17年度まで社会福祉施設等施設整備費補助金により整備してきたが、平成18年度から地方改善施設整備費補助金により整備することとされた。

生活館の施設整備に係る補助先及び補助率（都道府県：2/3、指定都市・中核市：1/2）、整備区分（創設、増築、増改築、改築及び大規模修繕）等については、平成17年度までと同様の仕組みにより、地方改善施設整備費補助金において整備することとしているが、平成18年度の整備事業に係る交付申請先については、地方厚生局から本省に変更することとしているので、ご了知願いたい。

ウ アスベスト調査結果を踏まえた対応

各都道府県市のご協力の下、平成8年度以前に竣工された地方改善施設を含む社会福祉施設等を対象に全国調査を実施し、平成17年11月29日の最終報告及び平成18年2月13日のフォローアップについて、とりまとめ公表したところである。

また、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査（フォローアップ）の報告結果の公表及び今後の対応について（平成18年2月13日付 雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）」等を発出し、「ばく露のおそれがある場所」を保有し、未だ措置状況が「措置予定」となっている施設については、直ちにアスベストの除去、封じ込め、囲い込みを行うなど、適切な措置を講じるよう引き続き指導すること等について対応方をお願いしているところであるので、引き続きこれらの通知に基づき適切な対応を願

いたい。

また、アスベスト除去費用については、

(ア) 社会福祉施設等施設整備費補助金の対象である隣保館については、平成17年度補正予算において所要額を計上

(イ) 地方改善施設整備費補助金の対象である共同作業場、大型共同作業場及び納骨堂については、今年度からアスベスト除去費用を補助対象

(ウ) 過去に地方改善施設整備費補助金で整備した共同浴場については、今年度及び来年度に限り補助対象

とすることとしているので、迅速な対応を改めてお願いする。

(2) 人権課題に関する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は、一部では依然として存在しており、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であるので、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じて人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

こうしたことが二度と起きないようにするためにも関係者等に対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

4 消費生活協同組合の指導・育成について

(1) 健全な運営の確保等について

消費生活協同組合（以下「生協」という。）は消費生活協同組合法（以下「生協法」という。）に基づく特別の法人であり、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、信頼と責任ある経営が求められている。都道府県においては、今後とも、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点に留意の上、所管する生協の指導に特段のご配慮を願いたい。

ア 組合員の個人情報管理体制や出資金及び共済掛金などの管理体制の徹底

イ 経営が悪化している生協、特に、多額の累積赤字を抱えている生協における経営の健全化

ウ 事業を利用していない組合員が多数存在する生協や休眠状態にある生協における組合及び組合員管理の徹底

エ 共済事業規約等に基づいた適正な共済金給付の徹底

また、平成17年通常国会において保険業法が改正され、「根拠法のない共済」いわゆる「無認可共済」が契約者保護の観点から、保険業法の適用を受けることとなり、平成18年4月に施行されることとなっている。

これにより、従来「無認可共済」として共済事業を行ってきた者は、保険業法に基づく保険会社あるいは少額短期保険業者に移行することとなるが、一部の事業者においては、生協としての法人格を取得し共済事業を行っていかこうとする動きが見受けられるところである。

上記のような新たに設立される生協の認可にあたっては、生協法関係法令通知に則って、適正な審査のうえ、ご判断願いたい。

(2) 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、生協法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、組合が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう引き続きご指導願いたい。

(3) その他

ア 消費生活協同組合（連合会）実態調査

平成17年度の調査については、6月を目途に調査結果表を送付することとしているので、都道府県におかれては、管内生協に対する指導等にご活用願いたい。

なお、平成18年度の調査については、調査事項を精査し、内容の充実を図ることとしているので、実施にあたっては、都道府県のご協力をお願いいたしたい。

イ 生協関係予算

(ア) 消費生活協同組合運営状況調査委託費

生協の経営環境が改善しない中で、所管行政庁としては、生協の運営実態の的確な把握が求められていることから、平成18度においても消費生活協同組合運営状況調査を実施することとしている。

なお、平成18年度の調査テーマ、内容等の詳細については別途通知する予定である。

(イ) 消費生活協同組合貸付金

本貸付金は、「消費生活協同組合資金の貸付に関する法律」（昭和28年法律第13号）に基づき、生協における設備整備等に必要な資金の貸付を行う都道府県に貸付けることにより、生協の健全な発展を図るものであり、平成18年度予算案においては1千5百万円が計上されているところである。

各都道府県におかれては、管内生協にこの貸付金の趣旨を十分説明し、理解を得たうえで、その活用を図られたい。